

『小右記』こぼれ話

『小右記』寛仁三年七月二十日条のム姓為時は越智為時か？

下向井 龍彦

はじめに

寛仁三年（一〇一九）の相撲召合が七日後に迫った『小右記』同年七月二十日条に、

権中将長家消息云、阿波介ム姓為時有「膂力之聞」、住「山城国寺戸云処」、又在「前伊予守為任許」、令「召如何者」、報云、「可「無」事煩之様令「召遣」有「何事」乎、

という記事がある。私は前稿「越智郡司越智氏から伊予国在庁河野氏への転形」¹⁾において、『権記』長保二年（一〇〇〇）十二月九日にみえる東三条院詮子四〇御賀料献納の栄爵によって五位に叙された「越智為時」が、『予章記』など河野諸家譜にみえる伊予河野氏始祖「為時」であることを論じた。このことが正しければ、これまで古代豪族（在地首長）越智郡譜第郡司越智氏とは無関係の風早郡河野郷を本拠とする新興開発領主と考えられてきた河野氏が、越智氏と系譜的につながるようになる。本稿では、一一世紀前半に活動した伊予国住人越智為時を、譜第

郡司越智氏の子孫で五位を帯する伊予国在庁官人・国内武士・有力「名」経営者・受領郎等であり、河野氏始祖であったとした前稿の結論をもとに、上掲の『小右記』記事の「ム姓為時」がまさしくこの越智為時であることを推論し、前稿の結論と合わせて、一一世紀前半を生きた伊予国武士越智為時の多様な側面を浮かび上がらせ、撰閔期の西国武士の特徴の一端を示したい。以下、『小右記』の記事についてはいちいち出典をあげない場合がある。

上掲『小右記』記事によれば、寛仁三年七月二十日、長年にわたり七月二十七日・二十八日両日を式日とする相撲召合の右方の責任者を勤めている右大将藤原実資のもとに、部下の右権中将藤原長家（道長六男）から消息が届いた。その内容は「姓はよく分らないのですが、阿波介為時という相撲が強いとの評判の力自慢がおります。山城国乙訓郡寺戸というところに住んでいるようです。また彼は前伊予守藤原為任に郎等として仕えています。相撲人として召し出してはいかがでしょうか。」というものであった。実資は「めんどうなことにならないようなら召し出して差し支えない。」と返事をした。右近衛府の次将である一五歳の若い長家は相撲召合に向けて張り切っていたようだが²⁾、前日の十九日に畿内・紀伊国相撲使が一人の相撲人も連れ帰って来なかったことを知って、実資に情報提供したのである³⁾。

しかし翌日早朝、長家は為時の相撲人としての適格性について、右将曹紀正方を通して実資に次のように伝えてきた。正方は右方の相撲準備事務機関「相撲所」の官人である⁴⁾。

早朝将曹正方…云、権中将朝臣消息云、昨日令⁵⁾申為助、年過⁶⁾二五

十一、無^レ便^二相撲^一云、為^二之如何^一、答云、五十有余者初為^二相撲人^一、非^二桀出者^一不^レ可^レ召敷、

正方は長家から、昨日推拵した為時は齡五〇歳を過ぎており相撲は無理である、という消息を受けてそれを実資に伝え、為時を相撲人として召すかどうかの判断を求めた。実資は、五〇歳を越えた男を初めて相撲人とするのはいかがなものだろう、よほど傑出した者でなければ召し出すべきではない、と命じた。この年の相撲召合は相撲人フルメンバーがわかつており、『小右記』七月二十七日条)、そのなかに為時の名前は無い。為時が相撲人として召し出されることはなかったのである。

二

さて、このム姓為時とは何者なのだろう。ム姓為時は、①年齢は五〇余歳(五〇歳なら安和二年[九六九]生まれ)。②官途は阿波介で、③山城国乙訓郡寺戸(現在の向日市寺戸)に住住し、④前伊予守藤原為任邸に出入りする為任の郎等であり、⑤相撲人や武士の資質である力自慢であった。⑥大殿藤原道長の六男権右中将長家は、相撲が強いという為時の評判を知ったが「ム姓」という程度で本姓は知らなかった。為時はこのようなプロフィールの人物であった。私はこの「ム姓為時」を越智為時とみたいのである。以下、推論していく。

ム姓為時が活動していた時期、京を活動舞台とする為時という名前の人物は少なくとも八人いた。一人一人の出自・経歴を当たってみて、越智為時以外の為時がム姓為時に該当する可能性がないことを証明していく。経歴については、主として『平安時代史事典』(角川書店 一九九四年)、横野廣造『平安人名事典』(高科書店 一九九三年)、東京大学史料編纂所データベース(古記録フルテキストデータベース)、国際日本文

化研究センター撰開期古記録データベースを活用した。

ア 藤原為時 紫式部の父親で著名な文人・歌人である。長和三年(一〇一四)にすでに出家している。長家が、異母姉彰子に仕えていた紫式部の父為時を知らないはずはなく、また相撲が強いという評判が立つような人ではない。①の年齢を除き、②③⑥のすべての条件に該当しない。一〇〇%彼ではない。

イ 巨勢為時 『小右記』永観二年(九八四)十二月八日条に学生とみえ、大内記としての活動が『小右記』『権記』に散見し、『権記』正暦五年(九九四)八月二十八日条が最終記事である。寛仁三年は最終記事から二五年経っており、すでに死去しているか出家しているかであろう。また文人の彼が相撲人に推薦される力自慢であろうはずがない。彼も違う。

ウ 清原為時 『権記』長徳四年(九九八)八月二十七日条に「医博士」とみえる。同長保四年(一〇〇二)五月六日条、同年九月五日条にみえる「為時真人」は彼であろう。典薬頭滋秀の子で医術の心得のあった実資家家司清原為信(は)は、兄弟か近親か。医博士が相撲人候補になるほどの力自慢とは思えない。彼も違う。

エ 越智為時 長保二年(一〇〇〇)、東三条院藤原詮子四〇歳御賀料を献納して榮爵宣旨で五位になった。前稿で述べたように、彼は当時の伊予守源兼資の郎等であったと思われ、榮爵料献納も東三条院女院司でもあった兼資の口利きによるものであろう。彼は伊予河野氏の祖「越智為時」であると考えられる。伊予相撲人越智経世は当時の相撲人最手であり、伊予越智氏は代々相撲人を輩出していた。ム姓為時は、⑤相撲が強いとの評判といい、④前伊予守藤原為任との関係といい、②同じ四国の阿波介の官途といい、越智為時の可能性がきわめて高い。五〇余歳のム姓為時が一九年前に榮爵で五位に叙された越智為時なら、そのころ働

はしないでおこう。為時はあと四人いる。

才 豊原為時 『小右記』『御堂関白記』『権記』に檢非違使、道長家家司としてしばしば登場する。「為時宿祢」と表記されることもある。寛弘三年（一〇〇六）從五位下に叙爵、大夫尉となり、六年後の長和元年（一〇一三）五月十五日、八省・豊樂院造作の功で加階（『御堂関白記』、寛仁二年（一〇一八）三月二十四日には「前武藏守」であり、『小右記』、因幡守在任中の治安二年（二〇二二）七月十四日、造作行事の賞として從四位下に叙されている（『小右記』・『左経記』同日条）。長保二年（一〇〇〇）に檢非違使として活躍していた豊原為時は相撲は強いかもしれないが、道長家家司を道長息の長家が姓を含めて知らないはずはないし、彼は寛仁三年当時、從五位上であり因幡守初拜年だったかもしれない。受領で道長家家司の豊原為時が同時に阿波介で伊予守為任（後述するように彼は道長から疎んじられていた）郎等であることとはない。彼はム姓為時ではない。

力 惟宗為時 『小右記』治安三年（一〇二三）閏九月二十三日条によると大安寺材木抛出の榮爵宣旨で叙爵している。一〇世紀末から一一世紀前半に惟宗姓で「為」一字を諱の一字とする人物に、為孝（出納↓左少史↓彈正忠）、為重（右少史↓左少史）、為忠、助教↓主税權助↓明経博士↓主税頭）、為武（右近衛↓能射により右近衛府掌↓右近衛番長）がいる。この時期の惟宗氏には明法道（檢非違使）、明経道、陰陽道、史などの実務官人が多く、彼らは相撲が強いと評判になりそうな人々ではない。惟宗為時もこのような実務官人だったのであろう。能射の近衛舍人惟宗為武は気にはなるが、だからといって惟宗為時が相撲が強かった可能性が高いわけではない。相撲が強いム姓為時が惟宗姓で近衛府官人・舍人を勤めたことがあるなら、右大将実資や右權中将長家も知っていてよい。ム姓為時は惟宗為時ではない。

キ 三善為時 万寿元年（一〇二四）四月六日、はじめて外記として登

場し、万寿四年正月五日、外記巡爵を父雅頼に譲り、翌年自身叙爵し大夫外記になっている。彼がム姓為時ならはじめて外記になった年齢が五〇歳を越え、その数年後に父親に巡爵を譲ったとしたら父は八〇歳を越えているかもしれないことになるが、長元五年（一〇三二）八月二十五日、父雅頼は現職の主税助である。寛仁三年（一〇一九）当時の三善為時は五〇歳よりはるかに若年のはずであり、まだ外記に任官していなかったかもしれない。彼ではない。

ク 藤原為時 『小右記』長元元年（一〇二八）八月二十六日条、同九月八日条に実資家領筑前国高田牧司（牧使）として登場する。問題の記事から一〇年たっているからム姓為時が彼なら六〇歳を越えている。高田牧から実資家へ貢納物を海路運京する激務に耐えうるだろうか。また前伊予守為任家人で阿波介であり乙訓郡寺戸に居住する人物が、一〇年後に筑前国にある実資家領高田牧の牧司というのもおかしい。ム姓為時が相撲人として推挙されかけた寛仁三年（一〇一九）七月から五ヶ月前の『小右記』二月十六日条に「千寿丸於『家侍所』令加『元服』、名号『為時』」という記事がある。従者が詰める侍所での元服で実資は加冠にも理髪にも関わらず、出席さえしていないようなので、千寿丸は実資家家司の子息と思われる。その千寿丸が実資邸侍所で元服して「為時」と名乗った、というのである。当然、五〇余歳のム姓為時ではない。彼が高田牧司として派遣されたとすれば、長元元年には二〇歳代後半であり、高田牧使として筑前高田牧と小野宮第を往還する任務につくのにはふさわしい年齢である。高田牧使藤原為時は、実資家家司某の息「為時」であろう。『小右記』万寿元年（一〇二四）十月十日条にみえる、隣家の盗難見舞いに差遣された「為時」は、元服して五年経った幼名千寿丸の藤原為時であると思われる。

以上から、史料上確認される八人の「為時」のうち、**工越智為時**を除き、ム姓為時の①⑤⑥の条件のすべてまたは一部を満たさないことが明

白となった。そこで次節では、ム姓為時を**工越智為時**とした場合、それによって矛盾が生じるか否かの検討を行いながら同一人物であることを確かめていきたい。同時に越智為時の実像をよりいっそう豊かに描き出してみたい。

三

先に整理したように、ム姓為時は、①年齢は五〇余歳（安和二年「九六九」〔ころ生まれ〕）、②官途は阿波介、③山城国乙訓郡寺戸（現在の向日市寺戸）に居住、④前伊予守藤原為任邸に出入りする為任郎等、⑤相撲人や武士の条件である力自慢、⑥大殿藤原道長の息、右権中将長家にも間接的に知られるところとなったが「ム姓」と認識される程度、という人物であった。これら六つの条件が河野氏祖の越智為時に合致することをあらためて確認しながら、平安中期の地方武士越智為時の実像を浮かび上がらせていこう。

年齢と官途

まず①年齢について。寛仁三年（一〇一九）当時五〇歳過ぎというころは、越智為時が栄爵で叙爵した一九年前の長保二年（一〇〇〇）当時、三〇余歳だったということになる。前稿で述べた一〇〇〇石もの米を献納して五位を獲得しようとする充実感みなぎる伊予国有力在庁・国内有力武士・大規模「負名」経営者の越智為時が、三〇余歳の壮年というのは、十分に肯けることである。

つぎの②官途の阿波介について。越智為時が五位になって一九年経っており、阿波国は任国伊予国と同じ四国である。前伊予守藤原為任の郎等で京近郊に宅を構えて在京活動をする伊予国住人・在庁官人の越智為時が、阿波介の官途を持つことは何ら不自然ではない。平安末期の除目の臨時給では、内給・院宮・親王・大臣に「諸国権守已下」の「申任」

が認められ、「参議已上」には、「外国介已下二三分」かまたは「二分代」として内舍人を「申任」することが「常例」であった⁶⁶。渡邊滋氏によれば、臨時給による権守・介・掾などへの任官は、給主に任料を献納して申任される、職掌・公廩配分・任期のない荣誉だけの「揚名」であり、地方の在庁官人や有力「負名」が帯する介・掾の肩書きはたいてい「揚名介・掾」で、このような揚名国司の慣例は一〇世紀まで遡る、という⁶⁷。越智為時は院宮公卿の臨時給に任料を献納して申任された「揚名」の阿波介であったとみてよい。

為時は長保二年（一〇〇〇）に、郎等として臣従していた伊予守源兼資と東三条院別当藤原行成の口添えによって、御賀料献納の栄爵により従五位下に叙爵していた。為時の阿波介任官は、寛仁三年（一〇一九）以前に伊予守在任中の藤原為任の口添えで「任料」を天皇・院宮・公卿に献納して「臨時給」として「申任」してもらったものと思われる。為任は三条天皇皇后城子の兄弟であり、三条天皇在位中の臨時給だったなら、内給・皇后給、あるいは兄の参議通任の公卿給ということもありうる。一九年前の栄爵で越智為時は藏人頭・院別当の行成の尽力を得ていたから、中納言になっていた行成の臨時給の可能性はどうだろうか。行成と為任は若い頃の弁官時代・藏人時代、上司・部下として公務上の繋がりが濃密であり、また私的な親交も深かったが、その後は疎遠になったようである⁶⁸。行成は右権中将長家を舅にするほどであるから、為任伊予守在任中に、道長に疎んじられている為任の口添えで為時を周防介に申任することはあるまい。行成と為任の間に以前のような親交があれば、かつて行成が栄爵の口利きをした為時が為任郎等であることを知っているただらうし、長家が為時を「ム姓」というようなことはなかったであろう。越智為時ら地方武士に有力在庁にとつて、「権守」や「介」は国内での名望を誇示する榮譽の肩書きだった。平安後期、「河野介」を通称とした河野氏惣領の伊予権守・伊予介の肩書きは「揚名」だったのであり、

河野流越智氏が「揚名介」の官途で自身の名望を誇示することは（住国伊予ではなく阿波国ではあるが）、一一世紀前半まで遡るのである。

居処

③居処は京南郊の山城国乙訓郡寺戸（現在の向日市寺戸）であった。寺戸については、『今昔物語集』（二七―四二）に次のような面白い説話がある。三条天皇の石清水行幸⁹⁹に、九条まで供奉して帰還する予定だった左京属邦利延が、「何ニ思ケルニカ」行幸の行列から離れて「寺戸」まで行き、ここらには「迷わし神」がいるという会話を通行人と交わしたあとさらに先に進み、もう山崎の渡に着くころだと思ったら、まだ寺戸あたりを歩いていた。慌てて先を急いでも桂川と乙訓川の間を行ったり来たりするだけで寺戸から離れられず、日が暮れて一人見えなくなつたので板屋堂の軒を借りて一夜を明かし、翌朝、「迷わし神」に道を迷わせられたことに気付いた、という。平安中後期の寺戸が、京の九条から山崎までの行路上に位置し、日が暮れると一人通らない寂しい土地であつたことがわかる。具体的には、羅城門から南進する鳥羽作り道の南端草津（鴨川尻）手前で桂川を渡り、そこから山崎にいたる直線道路の山陽道（久我駈）の起点あたりに位置し、西国から連京される物資を荷揚げする京南郊の鴨川尻や淀津に近接する。このような京郊外の交通の要衝に接する閑静な場所を居処とすることは、地方武士の京内活動の拠点として、まことにふさわしいといえる。

『貞信公記抄』天曆二年（九四八）六月四日条に、

右大臣云、奉^レ仰^レ云、欲^レ行^レ賑給・施米事^一、只今諸司無^レ米、如^レ聞備中・伊予等国米多隱納也、伊与山崎宅、備中西寺、是公輔等所^レ申也、須^レ遣^レ檢非違使^一令^中檢封申上^上者、令^レ給^レ了、

とあり、政府は賑給・施米用の米を調達するために伊予国が山崎宅に

「隠納」している米を檢非違使に檢封させている。一〇世紀中頃、伊予国は山崎に米を備蓄する倉庫を有し、諸司所々諸寺院宮王臣家からの支払い要請に応えていたようだ。長和二年（一〇一三）七月、右方相撲最手越智経世ら南海道諸国相撲人たちが、長谷寺に参詣する経世母を同船させて二十一日に山崎に到着した（『小右記』）。経世が母を乗船させた船は、伊予国の船と思われ、このころも山崎には倉庫・宿泊施設を含む伊予国の宅があり、経世ら相撲人はこの伊予山崎宅で休憩して陸路京をめざし、経世母もここに泊まって長谷寺に詣でたのである。このように一一世紀前半にも山崎に伊予国の倉庫・宿泊休憩施設があつたなら、京の受領宅と伊予山崎宅のほぼ中間点に位置する寺戸の為時宅は、山崎に集積された伊予国物資を受領京庫に運送するさいの中継地点になる。為時が相撲人に擬せられそうになつた寛仁三年（一〇一九）から六年前の長和二年にも彼が寺戸に宅を構えていたなら、同族の経世が山崎から京上する途中、為時宅に立ち寄つたかもしれない。越智為時の寺戸宅は、京上する伊予国人の休憩施設の機能も果たしていたのではないか。

為時自身も寺戸宅に倉庫を構え、伊予国官物や私物の保管庫としていたとも考えられる。住国伊予国では在庁官人だつたであろう為時は、国府や国府津に私宅や倉庫を保持していたはずである。為時は、在庁官人・国内有力武士として、国衙運上物を国府津から海路舟運で山崎・淀・京まで護送する運上物押領使¹⁰⁰（綱領）の任につき、山崎や淀の伊予国倉庫から寺戸の私宅を中継地に受領京宅へと物資を護送したことであろう。当然、官物運送に便乗して私物も運漕したはずである。越智為時は、住国伊予と京を公私の用務で頻繁に往還して蓄財にとめる地方有力武士だったのである。

同時期、在京活動をする有力武士が京近郊に宅を構えていた例として、天慶勲功者平貞盛子息の維時が宇治川が巨椋池に注ぐ宇治岡屋に宅を持ち、多数の馬を飼育できる厩を有していたことをあげることができる。

『小右記』万寿二年〔一〇二五〕十一月二十六日条、同長元四年〔一〇三二〕九月二十日条。越智為時も寺戸宅に厩をもち、騎乗用の駿馬と受領京庫進納用・私的交易運搬用の駄馬を多数飼育していたことであろう。

近年、中世武士Ⅱ在地領主として流通・交通支配が本質的要素であることが強調されている¹²⁾。鎌倉時代の中世武士Ⅱ在地領主はおおむね地頭御家人であり、荘園年貢や私財の運京、御家人役の負担、自身の京・鎌倉との往還などにおいて、当然、流通・交通と関わりを持ち、所領内外に置かれた倉敷などの流通拠点を押さえていた。平安中期の一〇世紀後半から一一世紀前半に生きた伊予国有力武士越智為時も、上記のように受領京宅と淀・山崎の間の寺戸に宅を構え、受領郎等・在庁官人として伊予国貢進物の受領京宅への進納に深く関与していた。地方武士は貢納物運京という公務において、また家産経営者として、その時代の経済構造・流通構造・財政構造に対応しているのであるが、しかし流通への関与が地方武士の本質的契機というわけではない。

前伊予守藤原為任郎等

④△姓為時は前伊予守藤原為任邸に出入りする為任家人または郎等であった。前述したとおり、一九年前の長保二年（一〇〇〇）に越智為時は、伊予守源兼資の推挙によって東三条院詮子四〇歳御賀料およそ一〇〇石を献納して榮爵に預かり従五位下に叙爵されたが、見任受領時代の兼資に郎等として仕えていた関係から推挙されたものと推測される。前稿で為時の兄弟と推定した越智為保（為頼）¹³⁾は二年後の長保四年、前伊予守兼資の推挙によって伊予国追捕使に任じられている。為保は離任後の前司に対して主従関係を解消せず、見任中と同様に家人または郎等として仕えていた。このような前司と国内武士の主従関係の継続、前司京宅への出入りというのは、前紀伊守平維時と紀伊国伊都郡住人坂上晴澄との関係にも認めることができる¹⁴⁾。晴澄の一族に紀伊国追捕使坂上重方があるのも、越智為保が伊予国追捕使であるのと似ている。

さて源兼資の伊予守在任中にその推挙による榮爵で五位になった為時だが、一九年後、一七年前の兄弟為保（為頼）が前司兼資との主従関係を解消していなかったのと同様に、前司藤原為任との主従関係を解消せず、為任邸に出入りしている。為任が受領であったのは長和三年（一〇一四）から寛仁元年（一〇一七）までと思われ¹⁵⁾、離任二年後の寛仁三年に前司であるから為任はまだ公文勘済が完了しておらず、受領功過定に合格していなかった¹⁶⁾。伊予前司為任は公文勘済を、郎等で伊予国在庁官人の越智為時らにも頼らなければならなかったであろう。為時が為任邸に出入りする目的の一つは為任の公文勘済への協力のためだったのではないだろうか。三条天皇皇后城子の兄弟である為任はながく皇后宮亮の任にあり、三条天皇中宮妍子の父道長から疎んじられているから、それほど本主として頼りになるわけではないが、それでも為時が在京活動をするうえで何かと便宜を図ってもらっていたであろう。当時の受領と国内武士との主従関係が離任後もしばらくは継続していたことはかなり一般的だったものと思われる。

越智為時は、京南郊寺戸に宅を構え、前伊予守藤原為任邸に郎等として出入りし、京内で活動していた。京官に任官する機会もなかったわけではなからう。河野系図¹⁷⁾で為時の玄孫にあたる盛孝の肩書きは「瀧口」、新居系図¹⁸⁾では為時兄（父）の為世の五代の子孫高市盛義の子清義は「(院)武者所」の肩書をもつ。注目すべきは「後白河院北面歴名¹⁹⁾」の「無官」のなかに系図上の為時子孫「越智通信通清子」が見えることである。以仁王の令旨に呼応して伊予で挙兵した河野通清・通信父子であるが、通信は後白河院下北面だったのである。このように河野・高市氏ら越智姓伊予国武士が、院政期・内乱期に瀧口・院武者所・院北面として在京勤務するようになる前史に、撰関期の越智為時の在京活動があったのである。

力自慢と△姓

⑤ △姓為時は右権中将藤原長家が相撲人に推挙しようとしたほど力自慢で評判だったという。伊予国相撲人には代々越智氏を選ばれ、同時代にはながく右最手を勤めた経世²⁰、ついで富永²¹・惟永²²がおり、院政期には兼忠²³がおり、弘光・光世²⁴、光直²⁵がみえる。伊予越智氏はこのように伊予国が貢進する相撲人を代々勤め、寛弘年間に最手越智経世の名は京中に轟いていた。京人から見れば、伊予越智氏といえ、相撲最手の越智経世なのであり、同じ伊予越智氏の為時自身、相撲が強いことを周囲の人々に自慢していたかもしれない。相撲人を確保したいと焦る右権中将長家の脳裏に、相撲が強いと評判の為時の名前が浮かんだのだろう。相撲は武士の修得すべき武芸の一つであり、院政期の相撲人の多くは地方武士であったが、それは撰関期まで遡るであろう。越智為時は相撲の心得のある伊予国武士だったのである。

⑥ △姓為時は大殿藤原道長の息、権右中将長家の知るところとなった。△姓為時は三月まで皇后宮亮だった為任邸に出入りしていたのであるから、その関係から、皇后妹子（三月落飾）が生んだ小一条院敦明親王の女御寛子の同母兄弟である長家にも、為時の評判が伝わってきたのだろう。ただ長家が為時の姓が越智であることを認知していないのはどうしてなのだろうか。皇后妹子や為任ら小一条家の人々と道長一門との疎遠な関係によるのかもしれないし、長家の若さ故かもしれない。

おわりに

以上、小論では『小右記』寛仁三年（一〇一九）七月二十日条の「△姓為時」について、記事内容と同時代を生きた八人の「為時」の閥歴を突き合わせ、長保二年（一〇〇〇）に榮爵によって五位に叙された伊予国有力武士越智為時の一九年後の姿であったと推定してみた。この推論

が正しければ、撰関期の地方武士の実像を示す具体例として、伊予国有力武士越智為時の存在を提示できると思う。撰関期の伊予国在地勢力の動向はほとんど分からないが、越智為時・為保（頼）の存在を前提にすれば、三七年前の天元五年（九八二）の海賊追討のさい伊予国司の推挙によって恩賞を得た三人²⁶のなかに為時（一四歳頃）の父や兄ら越智氏の人がいいたのではないかと、あるいは一年前の寛仁二年に伊予新司源頼光が在京未着任のまま右近衛府大粮米一五〇石を「（作）官人」に下して検封させ、右大将実資がその解除を求めて奏聞したことがあったが²⁷、この在庁官人のなかに為時ら越智氏の人がいいたであろう、という想像が広がるのである。

前稿の検討結果と合わせれば、越智為時の実像は以下のように描けるであろう。

① △姓為時は、越智郡譜第郡司越智氏の子孫で平安末期に伊予国在庁らを率いて反平氏の挙兵をした有力在庁・一國棟梁河野通清・通信父子の祖越智為時であり、新居氏の祖為世、別宮氏の祖為頼（為保）、河野氏の祖為時を三兄弟とする『与州新居系図』の記載は虚構ではなく、一〇世紀後半〜一一世紀前半に実在した三兄弟であった。

② 為時は京中で相撲が強いという評判のある伊予国有力武士であった。兄弟の為保（為頼）が伊予国追捕使であったこととあいまって、天慶藤原純友の乱における越智用忠の勲功を契機に、越智氏が武士化していたことを示す。

③ 為時は、一〇〇〇石を献納して榮爵で叙位され、多額の任料を献納して阿波介に申任されるほどの動産を蓄積しうる大規模「負名」経営を、伊予国内（おそらく越智郡内を中心に周辺諸郡でも）で展開していた。

④ 為時は、代々の在任中の伊予国司と主従関係を結び、去任後の前司（長保二年離任の源兼資、寛仁元年離任の藤原為任）ともしばらくは主従関係を継続し、伊予国府と在京受領倉庫を結ぶ流通ルート上の京南郊

「寺戸」に居を構え、伊予国衙から受領倉庫へ運上される貢納物の護送の役に就くこともあった。前司との主従関係を解消しないのは、前司にとっては公文勘済・受領功過定合格までの間、在庁官人・有力武士・大規模「負名」経営者である為時らの協力を必要としたからであり、為時らにとっては、采爵で五位に叙されたり、年給・臨時給で揚名介・掾に任官するなど公卿に取りなして貰うのために必要なパイプであったからであった。

こうして推論を重ねてみても、確実な事実として断定できることはまことに乏しいのであるが、伊予河野氏の祖越智為時の実像をわずかも示すことができたとすれば、小論の目的は達せられたといえよう。

註

- (1) 『紫苑』一四号 二〇一六年
- (2) 長家は、二十七日の相撲召合、二十八日の追相撲ののち、八月三日に公卿殿上人・諸大夫を招いて、右相撲人に食物を振る舞う慰労の宴を催した。しかしやってきた相撲人はわずか四人だったので、激怒した長家は、相撲人を召すよう命じていた将監高扶宣と府生六人部保重に対して、暴力を振るわんばかりに強く叱責した。六日、怒りが収まらない長家は二人を召問し過状を出させたいと実資に了承を求めた。実資はいちおう了承はしたが、本来なら相撲召合以前に饗応するもので、召合が終わって三日も経って開催し、しかも舅の行成が公卿・殿上人・諸大夫を大勢招待したということだが、いやはや「近代」は故実を無視する傾向が甚だしいものだ、と嘆いている。十日、長家は二人の過状を実資の許に「見送」してきたので、実資はそれを見て返却した(『小右記』)。長家は右権中将として謹責しているのであるが、右近衛府内部の処分であるから、右大将実資に許可を求め、結果を報

告しているのである。二人はしばらく謹慎しなければならないはずだが、翌十一日の右近衛府の相撲還饗で実資は将監扶宣・府生保重にそれぞれ禄として合細絹一重、絹一疋を給わっている。二人は寛仁三年相撲召合における右方「相撲所」官人だったと思われる。『小右記』万寿四年(一〇二七)七月二十八日条に、天皇御前での相撲内取のさい、内物忌のため相撲人に前夜から参籠反閉させることを怠ったことで勘当された「相撲所」官人三人(将監高扶宣・将曹紀正方・府生紀基武)が連署して過状を提出していることから、相撲召合を中心とする相撲関係事務を将監・将曹・府生で構成される「相撲所」が担当していたことが分かる。「相撲所」については鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察」(『史学研究』一九九号 一九九三年)参照。

(3) 『小右記』長和三年(一〇一四)四月条から七月条にかけて、紀正方が相撲召合関係事務連絡に奔走している。「相撲所」官人としてであらう。

(4) 渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究』(吉川弘文館 一九七二年)第三編第二章「藤原実資家『家司』の研究」

(5) 著名な最手越智経世と同族なら、右権中将長家が為時の姓を知らないというのは不可解という疑問が予想されるが、一五歳の長家が、前伊予守為任郎等に相撲が強い「為時」という男がいると聞いただけで、面識もないのにすぐに越智氏だと断言できるものでもあるまい。

(6) 『魚魯愚抄』上巻(『史料拾遺』第四卷)「藏人方乙 諸臨時給」所引「中山抄」。「中山抄」は平安末期の公卿中山忠親著。

(7) 最近発表された渡辺滋「揚名国司論―中世的身分表象の創出過程―」(『史学雑誌』一二三篇一号 二〇一四年)。渡辺論文は、一〇世紀の豊富な具体例によって、時野谷滋『律令俸禄制度史の研究』(吉川弘文館 一九七七年)第二篇付章「揚名介の研究」で通説化している

揚名官の三段階論（平安初期の名誉ある職↓平安中後期の年官としての名ばかりの介↓鎌倉期以降の賀茂祭の山城介など五箇国の名誉ある介）を否定するとともに、在地社会における揚名介・掾の広範な広がりをも明らかにしている。

- (8) 行成と為任は、正暦四年（九九三）正月九日同時昇殿。長徳元年（九九五）行成藏人頭、為任五位藏人、同二年行成頭弁（左中弁）、為任藏人弁。長徳四年三月三日、ともに内裏参籠していた二人は、左大臣道長の急病との報に同車して見舞う。同年十二月八日、行成男子誕生の七夜に、右中弁為任も左馬権頭兼資（当時伊予守）らとともに来訪し祝福の酒盃をあげている。長保二年（一〇〇〇）九月二十二日、右大弁藏人頭行成が宿直のため参内する前、民部権大輔為任が（おそらく私用で）行成邸に来訪している。同三年二月二十九日、行成世尊寺供養の入札者のなかに民部大輔為任がいた。同四年三月十日、参議右大弁行成は民部権大輔為任と共に四条宮（遵子）季御読経始に参入している。行成と為任は藏人・弁として勤務をともにする上司・部下の関係であり、個人的にもかなり親密な関係にあったことがわかる（以上、『権記』など）。ただし寛弘年間（『権記』記事に為任はほとんど登場しない）。

- (9) 前掲註(7) 渡辺論文の成果を踏まえれば、地方有力武士の「介」は、勝手に名乗っているのではなく、院宮公卿との主従関係を媒介とする除目における臨時給による「揚名介」として補任されたものと考えられる。上総介忠常やその後の地方有力武士の地名十介（または権守。たとえば三浦介・狩野介・高庭介など）の問題、そのなかには伊予河野氏の肩書き伊予介・伊予権守も含まれるが、これらは職掌・給与のない臨時給の「揚名国司」として捉えなければならぬ。この問題はさらに奥六郡安倍氏の出自をめぐって近年議論されている、頼良父陸奥権守安倍忠良が京下貴族か奥郡俘囚主かという論争に対しても

重要な示唆を与えるものであり、忠良の陸奥権守を「臨時給」の「揚名権守」ととらえれば、おのずと結論は京下貴族ではなく陸奥国有力在庁ということになる。

- (10) 長和二年（一〇一三）十一月二十八日に行われた、『日本紀略』同日条、『御堂関白記』同日条。

- (11) 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺本古往來表白集』（高山寺資料叢書 第2冊 東京大学出版会 一九七二年）。この往復書状が伊予国衙在庁と武者子孫との間で実際に取り交わされたものなら、この「武者子孫」は天慶勲功者子孫である越智氏の一人だったかもしれないが、そうではなくても、為時ら越智氏の人々も運上物押領使に補任されたことは間違いあるまい。運上物押領使が綱領の通称であったことについては、拙稿「押領使・追捕使の諸類型」（『ヒストリア』九四号 一九八二年）。

- (12) 高橋修「武士団と領主支配」（『岩波講座日本歴史』（第6巻中世1 二〇一三年））

- (13) 前稿で論じたように、「保」は名乗りでは「より」と訓むことがある。為保は、『与州新居系図』で越智三兄弟の末弟為時の次兄とする別宮始祖「為頼」と同一人物であろう。なお『権記』寛弘六年（一〇〇九）九月八日条に「此日読『本草』、為世宿禰」とある。伊予越智氏がこの時期すでに「宿禰」姓に改姓していたなら、この「為世」は、『与州新居系図』の越智三兄弟の長兄「為世」かも知れない。『権記』のなかで実名十カバネという人名表記が五位を指すとみていいなら、為世も為時と同様に五位だったのである。薬学書を読む行成のそばに家人の地方武士が祇候することに違和感がないわけではないが、地方武士の菓草に関する知識は案外豊富だったのかも知れない。私の推定が正しければ、越智三兄弟長兄の為世は行成の家人だったのである。

- (14) 『今昔物語集』（二一九―二二一）。上横手雅敬『日本中世政治史研

- 究』(塙書房 一九七〇年)第一章第一節「武士団の成立」は紀伊国坂上氏を素材に畿内近国における武士団の成立について論じたものである。
- (15) 『小右記』長和三年(一〇一四)正月二十五日条初出、『御堂関白記』長和五年三月三日条が最後。なお寺内浩「伊予守藤原為任」(『受領制の研究』第二編補論一 塙書房 二〇〇四年 初出一九九九年)。
- (16) 道長に嫌われる為任の公文勘済・受領功過定に、道長が邪魔立てしたことは大いに想像できる。長和三年(一〇一四)十一月、東宮敦成親王(後一条天皇)の御読書始にあたって道長が御博士にしようとした前伊予守藤原広業に対して、新司為任が不与解由状を与えなかったため、変更せざるを得なくなり、道長は為任を憎んで口汚くののしったという(二十八日条)。
- (17) 「伊予国造家 越智姓河野系譜」(川岡勉・田中弘道「天徳寺蔵『伊予国造家 越智姓河野氏系譜』について」愛媛大学地域創成研究センター『地域創成研究年報』五号 二〇一〇年)
- (18) 川岡勉「中世伊予の開発領主と国衙」(『愛媛大学教育学部紀要 第II部人文・社会科学』二四卷二号 一九九二年)所引「与州新居系図」
- (19) 小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた―「後白河院北面歴名」の出現―」(『水荃』六号 一九八九年)。本論文については山内讓氏のご教示を得た。
- (20) 『権記』正暦四年(九九三)七月二十六日条から『小右記』長和二年(一〇一三)八月一日条まで『権記』・『小右記』・『御堂関白記』に伊予相撲人として頻繁に登場し、『権記』長徳三年(九九七)八月一日条以降がなく右方最手を勤めた。
- (21) 『御堂関白記』寛仁二年(一〇一八)七月二十七日条から『小右記』万寿四年(一〇二七)七月二十一日条まで。
- (22) 『小右記』万寿二年(一〇二五)七月二十五日条から同長元四年(一〇三一)七月三十日条まで頻出。
- (23) 『中右記』寛治七年(一〇九三)七月三十日条に応徳元年(一〇八四)の相撲で豊原惟遠に敗れたとある。
- (24) 『中右記』天永二年(一一一一)八月二十日条
- (25) 『吉記』承安四年(一一七四)八月七日条に「光直 勝、光世子」とある。
- (26) 天元五(九八二)年二月、伊予国で「海賊蜂起」があり、追討定にもとづく追捕官符によって「賊首能原兼信」らが追討され、伊予国解文の言上を受けて、すでに四位の国司を除く勲功者三人の恩賞が「品秩」に応じて給与されることになった(『小右記』七日条、十一日条、二十四日条、二十七日条)。なお、この海賊事件については、拙稿「平安時代の国家と海賊」(白幡洋三郎編『瀬戸内海の文化と環境』瀬戸内海環境保全協会 一九九九年)で撰関期の海賊問題を特徴付ける具体例として触れた。そこでは四位国司を参議大江齐光と推測したが、その後、寺内浩氏は論文「天元五年の伊予国海賊追討」(『日本歴史』七〇一号 二〇〇六年)において、四位国司は齐光ではなく介遠古である事を明らかにした。従うべきである。寺内説は、海賊論としては、恩賞獲得のために国司が蔵人頭藤原実資に働きかけて政府に「事件」として対策をとらせたという私見を、四位国司遠古と実資の義兄弟という人脈に着目して発展させた見解であり、寺内氏の所見を踏まえて拙稿の誤りを正したい。
- (27) 『小右記』寛仁二年(一〇一八)四月一日条。欠失部分は「在庁」ではなく「留守」かもしれない。『小右記』治安元年(一〇二二)二月二日条に「在国庁」官人・書生等、長元四年(一〇三一)三月九日条に「留守官人」、長元五年八月七日条に「在庁官人」がみえる。